

# 吹田市都市公園条例及び吹田市都市公園条例施行規則並びに吹田市都市公園法施行条例の一部改正の骨子案

## 1 趣旨

本市の都市公園面積は府内自治体の中でトップクラスの整備水準であり、みどり豊かな環境は本市のブランドの1つとなっています。その中で、都市公園等の管理水準の維持や、様々なニーズへの対応等の課題にも直面しています。平成29年(2017年)には都市公園法の改正により、民間事業者による公共還元型の収益施設の公募設置管理制度(以下、「Park-PFI」という。)が創設され、民間の創意工夫、資金を活用した公園整備等によるサービスの向上や財政負担の軽減を図ることが可能となりました。

本市の都市公園等の現状や課題、法改正等を踏まえ、令和2年(2020年)5月に策定した「吹田市都市公園等整備・管理方針」において、主要な都市公園については、公園ごとの目指すべき姿に沿って再整備を行い、民間活力をこれまで以上に取り入れた管理運営を推進し、主要な都市公園の活性化による都市魅力の向上を図ることを基本方針としています。

このような状況から、民間のノウハウを活用し、より効果的・効率的な再整備と、多様な主体が参画する公園協議会の運営など、地域の実情に応じたきめ細かな管理運営を行うため、Park-PFI及び指定管理者制度を導入します。Park-PFIの事業者及び指定管理者制度の指定管理者は同一の事業者となるよう一括して公募を行う予定です。

Park-PFI及び指定管理者制度の導入は、まずは桃山公園及び江坂公園を対象とする予定です。

なお、江坂公園は江坂図書館を含めた公園全体の一体的な魅力向上を図るため、江坂公園と江坂図書館で一括して指定管理者の選定を行います。

また、遊園(都市公園法に基づく公告を行っていない小規模公園)について、都市公園と同様の監督処分を可能にするものです。

## 2 一部改正の内容

### (1) 吹田市都市公園条例及び吹田市都市公園条例施行規則

#### ア 指定管理者制度

指定管理者を指定し、制限行為の許可、使用料の徴収、公園施設の管理等の業務を行わせることができることとします。指定管理者の指定期間は、Park-PFIの認定公募設置等計画の期間に合わせることを想定し、5年以上20年以下とします。

なお、そのため指定管理者候補者選定委員会を設置します。

#### イ 遊園

遊園について吹田市都市公園条例を適用し、都市公園と同様の監督処分ができることとします。

### (2) 吹田市都市公園法施行条例

Park-PFIを導入する都市公園における公募対象公園施設の建蔽率を都市公園法施行令に定めるとおりとします。

### 3 施行予定年月日

令和4年（2022年）4月1日から施行します。ただし、指定管理者候補者選定委員会の設置及び遊園に係る改正は、令和3年（2021年）4月1日から施行します。